

議会改革特別委員会会議録

開閉日時 令和4年11月2日(水) 午前9時58分～午前11時40分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

1番 荒川 義孝、 3番 杉浦 康憲、 4番 杉浦 浩一、
5番 岡田 公作、 6番 柴田 耕一、 7番 長谷川広昌、
8番 黒川 美克、 9番 柳沢 英希、 10番 杉浦 辰夫、
11番 北川 広人、 13番 今原ゆかり、 14番 小嶋 克文、
15番 内藤とし子、 16番 倉田 利奈
オブザーバー
議長(12番)鈴木 勝彦、 副議長(2番)神谷 直子

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

一般1名

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- 1 総括質疑の通告制の運用について
・ 通告書の受付

- ・無通告者の発言
- ・その他

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件については、委員長から御指名を申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の長谷川広昌委員を指名いたします。

本日の案件は、お手元に配付されております付議事項のとおりであります。

《議 題》

1 総括質疑の通告制の運用について

- ・通告書の受付

委員長 前回の議会改革特別委員会において、令和4年12月定例会で試験的導入する総括質疑の通告制の運用方法について、各会派の御意見を伺い、資料1の総括質疑の通告について、決定事項にあるとおり、(2)から(7)までは資料のとおり決定いたしました。

今回の議会改革特別委員会では、前回、意見がまとまらなかった、(1)通告書の受付、(8)無通告者の発言、及び(9)その他について協議をいたしますので、よろしく願いをいたします。

前回、各会派から提出された通告書の受付及び無通告者の発言の御意見を資

料にまとめ、あらかじめお示しをし、これら各会派の御意見を踏まえて、改めて通告書の受付及び無通告者の発言について、各会派に御意見を伺ったところ、大方の各会派から資料2のとおり御意見を提出いただきました。ありがとうございます。

提出された資料は、事前にタブレットに載せておりますので、既に御確認いただいているところだと思います。

まず、通告書の受付について協議をお願いいたします。

各会派から御提出いただきました御意見について、補足説明等ございましたらお願いいたします。

意(10) 補足説明というより、うちのほうのクラブとしてはちょっと前回出させていただいたのと、ちょっと変更というか、案として書いてますので、ちょっと説明させていただきます。

まずは通告書の受付についてであります。前回までが、定例会第1日目の午後5時までということを出してましたけど、今回一応、定例会開会2日目の17時、午後5時までっていうことで、お願いしたいと思います。無通告者は後だね。

委員長 はい。それでは、公明党さん、14番、小嶋克文委員。

意(14) 受付の時間ですけども、うちのほうも今、市政クラブと同じように、時間を2日目の17時まで。前は午前中だったんですけども今回17時ということで、ちょっと変えますので、よろしくをお願いします。

委員長 続きまして、共産党さんは、前回と一緒にですね。

意(15) 従来どおりという意見なんですけど、その上で、委員会質疑をできない委員は回数を増やすというのを入れていただきたいと思います。

委員長 続きまして、青政会さん。

意(6) 前は一応、2日目というのは、皆さんとちょっと意見が食い違っておりましたので、私は第1日目の次の日、翌日の17時までというふうにさせていただきます。

以上です。

委員長 定例会開会の2日目ということですね。

意（6） はい。

委員長 続きまして高志クラブさん。

意（5） 前回の案だとちょっと余裕がないなというのがありまして、今回は本会議2日目の17時までとといったところで、お願いしたいなと思っております。

委員長 本会議2日目というのは、通常で言うと一般質問の。

意（5） 定例会2日目です。

委員長 定例会の2日目、定例会開会ではなくて定例会の2日目ということですね。

「はい。」と発声するものあり。

委員長 それから、次に出していただいたのは、高浜市民の会の倉田委員は、前回と同じということによろしいんですね。

意（16） はい、前回と同じで、通告したい議員が行えばいいし、西尾市、安城市と同じように、当日通告でも可ということでお願ひします。

委員長 続きまして清風会さん。

意（7） 前は総括質疑の2日前か3日前までにしたんですけど、他党派さんの意見とかを聞きながら、真ん中とって、定例会開会2日目の5時までということで、よろしくお願ひします。

委員長 それでは、これを一度ですね、資料の中に、今、12月定例会の会期及び会議日程のものがあると思いますけれども、そこに、これに関しては落とし込みをしてくれておりますので、そちらを見ていただくと、総括質疑・・・。

これみんな入ってますよね。

「高志クラブさんが2日目なんで・・・。」と発声するものあり。

委員長 高志クラブさんが、そうか、12月6日ということですね。すいません、高志クラブさんのあれが間違ってますけども、この表で言うと・・・。

意（5） すいません、ちょっと記載、僕が間違えたみたいですが。

委員長 開会 2 日目。

意 (5) そうですね。

委員長 そういう意味で書いたってことですね。

意 (5) 申し訳ないです、開会 2 日目です。

委員長 じゃあこのままでいいということですか。

意 (5) そうです。すいません。

委員長 わかりました。これで大体イメージがつかめると思いますが、

あと、黒川委員、出されてませんけども。

意 (8) 送ったと思ったら送ってなかった、すいません。

今からちょっと言わせていただきます。

僕は従前どおりということだったんですけれども、今回は、皆さん、通告制だということであれですけれども、一応、私は、本来、現行どおりですもんで今までどおりで問題ないと思ったんですけれども、皆さん方の意見をいろいろ考えてやるんだったら、市のほうがいろんなことをきちっと答弁するにしてみたって、時間が欲しいという話なんですけれども、私たちも逆に言う質問するのに時間が欲しいということですので、僕は、総括質疑の前日まで、この表でいくというと、12 月の 8 日ですね、それでお願いしたいと思います。8 日、総括質疑の前日。

委員長 本来でしたら、締切りをわざわざ設けてやったことですので、ここで新たな意見を出されるのは、よろしくないものですからそれだけはお気をつけてください。お願いします。

それでは、それぞれの会派の方々の御意見が一応出そろってますけども、これについて、御意見、御質問のある方いらっしゃいましたら。

意 (16) 今回の件につきましては、やはり議員の権利を私は狭める行為だと思っております。

これを例えば、本当にこれをやることによって、当局からきちんと答えがもらえるのかなってというのが不思議で、例えば今回の臨時議会においても、全然内容が分からないのですね。私は特に今回、図書館の件ですね、文化スポーツグループに聞きに行ったんですよね。聞きに行ったんだけど、聞きに行けば、

いやいや当日質問してくださいって言われるし、当日質問したいと思って今までいろいろ質問しても、いやいや担当部署に聞きに行けばいいとか言われるし、どこでも何か今聞けない感じになっちゃってて、これでいいのかなって思うんですよね。

やはり、しっかり熟議するためには、きちんと質問をこちらも準備したいし、当局に聞くべきことは聞きたいんですよね。

もし本当にこれですね、こんな前に、今回このイメージ図でいうと 12 月 1 日にやるって言ってんですよね。12 月 1 日にやるってことは、11 月 22 日に告示をされて、それから、12 月 1 日まで、約 1 週間ちょっとしか我々は質問をどれにするかという準備ができないんですよね。これ準備ができないって、本当に今回の臨時議会でもそうなんですけど、私、一週間でも足りませんでした。もうどうしていいかわかりませんでした。毎日、毎日これに取り組んでも時間がありませんでした。ですから、私は、これはこの期間ではできないと考えるんです。

私、前も言いましたけど、市政クラブさんは事前に当局から説明とか受けるわけですから、もしこれを強行するのであれば、我々にもそうやって当局からしっかり説明がしてもらえる機会をつくる、そういうのを一緒にやっていただかないと、これを、全くもってこれでいいですよなんて言えないと思うんですよ、皆さんいかがですか。

委員長 本日、委員会の傍聴の申出がありましたので、高浜市議会委員会条例第 19 条第 1 項の規定により傍聴を許可いたしましたので御了承いただきたいと思えます。

意(9) 今 16 番議員さんからいろいろお話が出てましたけども、そのためにも、ちゃんと通告をさせていただくのが一番いいのかなと思えますので、これ全然いいと思えます、通告制で。

委員長 委員長から申し上げますけれども、それはもともと総括質疑の通告制を試験的に導入しようということで、12 月定例会に試験的にやりましょう、そのためのルールづくりをしましょうということで今日まで来てるわけですよ、それ以前の議論ですから今言われたのは。ですから、そこの部分というのをこ

こで出されても、本日のこの協議事項の中の項目とは、関わりはありますが、それ自体を議論するという場面ではありませんので、そのところを御理解していただいて、質問や御意見をお願いします。

意(16) だから、全く関係ない話をしてるわけではなくて、だからこそ私は、もう当日まででもいいというぐらいにさせていただかないと質問ができませんよってこと言ってるんですよ。我々が準備がちゃんとできないってことなんですよ。

皆さんどうやって準備してるんですかね。私、本当にこの臨時議会大変でした。一週間でできませんでした。準備が完璧にできませんでした。前日も夜中までやってました。一生懸命討論つくってました。だからこそ私は、もしこの12月1日で、この2日目でやってほしいということを使うのであれば、きちんと前から説明し、みんな今不平等な形になってるんだから平等にやってくださいってことですよ。それが確約してもらえないんだったら、私はもうこれは絶対賛成できませんというか、議員としての使命が果たせないですよってことなんです。

意(7) すいません、今、不平等という発言があったんですけど、我々、別に不平等と一度も思ったことないんですけど、何が不平等なんですか。

意(16) ですから市政クラブさんが、この告示よりも前に当局から説明を受けてるじゃないですか。資料もすごくいいやつもらってるじゃないですか。

「そんなの知らない。」と発声するものあり。

意(16) 皆さん知らないですよ。私は、それを知ってるから皆さんにお伝えしてるんですよ。市政クラブさんに聞いてください、じゃあ。

委員長 その件をここで話をする場ではありませんので、それに関してはまた別の場面でやっていただいたらどうでしょうか。

意(16) ですから、そこをやっていただければ、私はまだ譲歩してもいいかなと思ってるからそこを聞いてるんじゃないですか。それがきちんと保障されないんだったら、私はできないからこの日ですよっていうことを申し

上げてるってことです。

意（7） ごめんなさい、16番委員。やってくれるんだからじゃなくて、自分からお願いして説明聞きに行けばいいわけですよ。

意（16） 私この間、二回も市長に申入れしましたよ、それを。我々もやってくださいと申入れしましたよ。無視ですよ。無視なのに市政クラブだけやってるんですよ。言ってますよ。

意（9） 市政クラブに僕入ってますけど、1から10まで全部説明を受けてるわけじゃないですし、僕らも会派のほうからクラブの提案も出させていただいて、政策の提言を。今の市の進んでる具合が分かるじゃないですか、例えば高取小にしてもそうですし、そういったところについて、勉強会、勉強の申入れをさせていただく、こちらとしての疑問があるところを聞かしてほしいよってというような、それは何かまずいんですか。

意（16） いや、まずくないですよ。だからそれをやってくださいって私たちもお願いしてるんだから同じようにやってくださいねっていうふうに言ってるんです。

だから、議長がそういうふうにならないように、みんなに声かけてやってくださいよってことを言ってるんですよ、私は。

委員長 倉田委員に申し上げます。

先ほど言ったように、その件は、ここで議論をする話じゃありませんので。

それと、何ていうんですかね、議会として、例えばやっていただくということになるのであれば、それは議長にお願いをして、議長から議会として申入れをしてもらうということになるわけですよ。ここの会派だとかこの議員だとかっていうのは、それはそれぞれの議員が個別に窓口に行って担当と話をするにしても、それから、会派として、こういうこと聞かせてほしいという申入れをして、そこでその件について話をしてもらうのも、それも全部これ議員としてやっちゃいけないとは言っていないですし、実際それがやられてる場面もあるのかもしれないし。

意（16） では、ぜひ委員長からの申入れをお願いしたいと思います。大体、委員長がそれを知っていて不平等な状態を今まで放置してきたと私は思います。

ですから、私は個人的にも同じ意思を持った会派の方たちと申入れをしてるんですよね。申入れをしていても無視をされる。もう本当にこれ議会軽視甚だしいなと思っておりますので。このことが関係ないことはないんですよ。それを事前に知ってれば、事前にもっと勉強してどんな質問ができるかって、どこが自分が本当に質問としていいのか。最初は議案もらっても何を質問していいかもわからないです、意味が全然わかりませんから。そっから勉強して、こういうところが問題だなと、こういうところ確認しないとなっていていろいろ出てきますよね。だから、この時間では無理ですよってことを言ってるんですよ、私は。論点ずれてません、この時間では無理ですよってこと言ってるんですよ。

委員長 いや、同じ話の繰り返しで、これを議論する場ではないと言っておりますので。

「自分が出した修正議案だってそうでしょ。何て言ったのよ。」と発声するものあり。

「議事進行。」と発声するものあり。

委員長 それでは、御意見はないということで。

意（16） これやはり議員の、先ほども言ったように権利を狭めることですので、私はやりたい、ぜひ本当にきちんとした答えが欲しい、私も答えが欲しいからこの間も聞きに行ってももらえない。もらえないわけだから、私は諦めます、実は。だけどころやって、きちんともらいますってやるんだったら、やりたい議員はやってくださいってということで、これは全員一致で決めていただきたいです。

意（9） 例えば僕もですね、実際その議案もらって委員会のことで当局に聞きに行ったりします。これは、あとはもう委員会の中で聞いてほしいことと、ここまでは話はできますよ、こういうものはこういう説明をできますよと、ただこれは委員会でやってくださいねって、全部が全部僕らだって答えもらえるわけじゃないですし、それを何かあたかも、僕らもらってるみたいな言い方し

ますけど、これ全然違いまして。あなた昨日ね、修正議案出したとき何て言いました。北川議員から、どういうつもりで今回これ出しているんですか、突然これを出してと。ほかの議員さんと調整しましたかって話もしましたよね。それ、あなた何て返事しました。だからそういう形だから、申し訳ないけども議員間でも信頼関係が得られないですし、多分職員さんともそういう、まず人間としての信頼関係を得られないんじゃないの、そういう言い方をするから。だからその話をここで出してもしようかないでしょう。

意（16） いいですか、私、今ですな資料を告示日にもらったって言うんですけど、私これ情報開示請求で取ってるんですよ。市政クラブさん、めちゃくちゃいい、めちゃくちゃ分かりやすい資料もらってるじゃないですか、これより前に。私びっくりしましたよ、これ。こんなに分かりやすい資料もらってるんだって。

何かあれば私たちには資料請求しろ、資料請求しろって言うんですけど、市政クラブさんだけすごく分かりやすい資料もらって説明を受けてるじゃないですか。今の発言おかしいですよ、告示日に資料もらってって。

だからこそ、なのでこの日にできないですってことを言うてるから、ちゃんと私はやるんであればせめて、もう当日の朝か前日までにしてくださいってことを申し上げてるんです。

委員長 倉田委員に申し上げますけども、もう少し落ち着いて話をさせていただきませんか。文句を言ってるのしか聞こえようがないんですけど。

「教えてもらうのは何ら問題のない話ですけど。」と発声するものあり。

意（3） 僕もこの議案に対して、議案というか案ですけど、本来でしたらよく皆さん質問されてる中に、当局の方もちょっと手元に資料持ってないということで話をされます。そういったことをなくすために、こういった通告ということがやられると思ってます。

なんで本来僕はもっと実は書くんだったら、通告書でも、これ今回、議案名ぐらいですよ。議案名だけじゃなくもっと細かいことまで書いて、ここまで

質問するよと、だからこういった資料を用意してほしいよというふうにするべきだと思いますけど、今回の場合は、議案名だけですから、極端な話、倉田議員言われるみたいに、準備ができないって言われても、議案名書いとけば、当日まで内容どこまでもできるんですよ。だからそこまで僕は、この議案に対して少し疑問があるなと思うんだったら、議案名だけ書いとけば、内容に関しては、どんだけでも、その一週間ぎりぎりまでできますから、そんなに僕は運用に問題ないと思いますので、現行でいいのかなと思っております。

意（16） 今の話でいくと、議案名を書くだけだからいいんじゃないかって言われるんですけど、そうすると、そうやって書いたとして、例えば当日までに、そっかこういうことなんだなって理解できる部分もありますよね、勉強していくうちに。そうなったらそれを取下げてもいいという考えでよろしかったでしょうか。

意（3） 多分、その辺はまた今後出るんだと思うんですけど、議案名書いて多分ほかの議員さんも同じ議案を出した、ほかの議員さんが質問して、そのことで答え出してもらったなということで、取下げとか、もういいですとかいう話にもなってくると思うんで、その辺は運用のことで今後出てくると考えております。

委員長 今の話は今までもあった話ですので、通告しなくても、自分よりも先に手を挙げた、ほかの議員さんが自分がしようと思った質疑をするっていう場面が多々ある話だと思いますので、その辺のところはいいかと思いますが。

意（16） そうなるとですね、今回のたたき台のところで、総括質疑の通告書っていうところで、歳入歳出で何款何項何目まで書けみたいな案があるんですけど、これはあくまでも例で、別に議案何号でもいいっていう、そういうところなんですかね。これはちょっと誰がつくったたたき台なのかもちょっとよくわからないんですけど、それはどちらから。事務局が作成されたものなのか、市政クラブさんが・・・。

委員長 その話はまだ今するところではありませんので。

意（16） いやいや、内容まで決めないと私これ本当にこの日にちでいいですよとは言えないんですよ。

もし、細かく、この例のように書けと言われるのであれば、これ 12 月 1 日じゃ絶対に間に合いません。特に決算、予算あるときは絶対に間に合いませんので。

委員長 決算、予算は書いてないんですよ、ここには。補正予算ですからこれは。これに関しては今すぐ議論するところじゃありませんので。

意 (16) 議論するところではないというのであれば、内容まで細かく書くのか書かないのかっていうことで決めないのであれば、もうこれは私はもう、逆に議論の余地なく、もうこんな 12 月 1 日では、どこまでやるのかもわからずに、ここまでやってくださいっていうのは無理な話です。

意 (7) 一応今いる議員のメンバーで、これをこうやって進めていこうと、16 番委員除いて、皆さんこういうふうやっていこうと思ってるんですから、そこをやっぱりやろうとする努力を見してほしいなと思います。

あと、15 番議員、内藤さん、別に、いいですよ。

「いいとは言っていないですよ、私は。」と発声するものあり。

委員長 よろしいですか。総括質疑の通告制を導入しようということを決めたわけですよ。

12 月から試験的に運用していくことによって、そのやり方に、もし見直す部分があるのであれば、その必要性を持つために 12 月で試験的に運用しましょうという話までは決定してるんですよ、話として。

今、議論をしているのは、受付をどういうふうにしますかと。結局、もっと言うと、受付の締切りをどこにしますかという話を議論してくださいという話をしてるんですよ。

そもそも、総括質疑を通告制導入したらどうだという話はどこから出たかという、質問の意図をきちんと当局側に伝えるということ。そして、議員が質疑をした、その質疑内容に対してしっかりとした回答を頂くこと。これに近づけるために、通告制を導入したらどうだという話からこの議論になったんじゃないですか。

意（16） 今、それって、委員長としての発言なのか個人の発言なのかどちらでしょうか。個人の発言でしたら委員長と副委員長代わって・・・。

委員長 委員長としての発言に決まってるじゃないですか。

意（16） 私は個人の発言に聞こえましたので、議事進行をしてください。

委員長 何を言っとるんですか。委員長だからここを取り仕切っていかなきゃいけないんで、これについてこういう議論が始まったんじゃないですかということ言ってるんですよ。どこが個人の話なんですか。何のために今日皆さん集まってるんですか。

意（15） 先ほどから聞いてますと、もちろんそうやって12月議会に試験的に導入するということを決められたのはわかりませんが、その後、市政クラブだけ十分な資料が出てたり、わかりやすい資料が出てたり、説明も受けてるということは、非常に議会の中でも不公平な状態があるということですから、そのことをほうっといて、このまま先に進めることはちょっと無理だと思います。

それと、先ほど、共産党、何かいいですよねって言われましたが、共産党は、従前ですね、従来どおり導入することには反対をしまして、今まででも当局がちゃんと説明できたんですから、こちらの言い分がきちんと通らない、きちんと伝わらない場合は、やっぱり議員がそこを、なんていうか、質問を練って、また上手に上手になっていうか、質問がきちんとされていくように練れていくわけですから、別に、当局の説明でも十分分かるわけですから。

それと資料がないって言われましたが、資料がなかったらそのあとでまた出してもらえばいい話で、これまでもやってくれたんだから、そんなに無理に進める必要はないと思っています。

以上です。

意（10） 委員長からの説明なり、今までの決定事項の内容についても説明しても理解されていないようですので、決定しとるものに改めて戻る必要はないので、今後、議事を進行していただきたいと思います。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それぞれ、会派、委員より御意見等出ましたけれども、現状の、皆さん方から出していただいた案の中では一致ができておりません。

先ほど言った、今、12月定例会のイメージから見ていただくと分かるんですけども、11月22日に開催される議会運営委員会で最終的な決定をしていただかなきゃいけないと思います。ですから、それまでの間に議会改革で一定のルールをつくって、この議運のほうで諮っていただくという形になると思いますので、本日はしっかりと決定までさせていただきたいというふうに思いますけども、よろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

意(16) いや決定はいいんですけど、やるならやるんですけど、結局、この今回のやつも全部たたき台まで今日決めるということですね。

委員長 そのつもりで進めていきたいと思ってますよ。

それでは、通告の受付について御協議いただきましたけども、意見の一致がみられないということで、採決をさせていただきたいと思っておりますけども。

意(16) いや、意見の一致がみられないんだったら、もう私はやるべきではない。意見の一致によって進めていただきたいと思います。

意(8) 今までの議論聞いとってもそうなんですけれども、最終的に、私は、議員の発言を制限する、そういうことにつながるわけですよ。通告をしないということ、それを私たちが言ったことに対して、今の話じゃないけれども、多数決で決めちゃうということは言論の封殺じゃないですか。少数意見を尊重しての話があったらいいんですよ。

ですから、そこのところを考えたときに、先ほどちょっと康憲さんのほうから話がありましたけれども、議題だけ通告しといてくれればいいじゃないかと。そういう話だったら細かいこと言わずに、いや何が聞くようになるかがわからなくて、とりあえず質問しますよということ、例えば、今のを出すと。それをもし認めてくれるんだしたら、私はそれ賛成します。

けども、それを出さんっていうと、質問をさせないという話になるという

と、もう少しきちっと言ってもらわないというと、いわゆる憲法の発言の自由の問題だとか・・・。

委員長 黒川委員に申し上げますけれども、受付の締切りをいつにするかっていうことの話と別の話ですか、されてるのは。いわゆる通告制にするということに対しての反対意見を今ここで言われても。

意（８） 通告制をするのを反対だとか云々ちゅう話じゃなくて、今言われたみたいに、とにかく通告制を導入する日にちがどうのこうのとかいう話にしてみたって、今言ったみたいに、通告の申請をしておけば、そこんところで後のことは、議題だけ出しといてくれればいいよということだったら、何も、いつって言わなくたっていいわけじゃないですか。

意（９） ３番議員さんがおっしゃられたこと、黒川さん言われること、分かるんです。今、取上げてる話題と総括質疑の通告書の話だと思うんです。これ見てもらおうと分かるんです。チェックしてあって一般議案ところ第何号って書いてあるんですね。見ました、資料。

「見とるよ。」と発声するものあり。

意（９） で、さっき北川委員長が言いましたけど、款項目が書いてあるのは補正予算で、例えば一般議案で、どこどこを細かく、まずないじゃないですか。一般議案のところは議案名だけじゃないですか。補正予算だって、結局、例えば補正予算の議案第 57 号って書いてしまうと、どこかわからないじゃない。例えば補正予算にしても、普通の予算にしても決算にしても。ある程度やっぱりを絞ってあげないと通告する意味がまずないじゃん。

その話は、その後にすればいい話であって、今は、今までの流れから、しっかりと当局にもどこを聞くよと、だから資料ちゃんと用意しといてよということがあるんだから通告をしましょうよって話で来てるんで。だからこの話はまた後の話なんで。

意（10） 9 番議員から、委員長からもあったように、今はあくまでも、通告書の受付についてであって、今日の次第の中に、最後に検討事項のその他の中

に、総括質疑通告書の書式案についてというところがあるものですから、そちらのほうで協議してもらえば結構だと思いますけど。

委員長 そのつもりでおりますが、一つ一つ埋めていかないと話つてのは、わからなくなってきましたので、今は、通告の受付の日程をどうするかというところについての御意見を伺ったところ、市政クラブさんと公明党さん、それから、青政会さん、高志クラブさん、それから清風会さんは、定例会開会2日目の17時、本会議が開会された次の日の17時ということで御意見が一致をしております。

それ以外のところが共産党さんと新政会さん、それから高浜市民の会さんですけれども、共産党さんも、それから新政会さん、高浜市民の会さんも、そろっておるわけではない感じがしますが、これ採決するに当たっては、どうします。今多数の意見が定例会開会2日目の17時になっておりますけれども。

意(16) 今お聞きすると、意見の一致がみられないということですので、私は、当局は、全部こうですよってことで練り上げて議会に提出されているので、これを聞きます、あれを聞きますってどんなこと聞いても、一般質問とは違いますからね。御自分たちが出してきたものですから、どんなことでも答えられなければならないと逆に思ってるんですね。

だから、答えられるように我々はすべきであって、逆に、何でもこれ聞きます、これ聞きますって言ったらそれ以外のことを勉強しないと思うんですね。ですから私は、通告制は、あれだけど期間ですね、今回期間なんですけど、期間をどうしても、今、一致がみられないのであれば、それぞれの日にちでやればいいんじゃないですか。別にそんな、これをこれ申合せですよ。条例でもないですよ、規則でもないですよ、申合せですよ。だったら、自分がやることによって、わかりやすい答弁がもらえるっていうのであれば、おのこの議員がしっかりそれをやればいいんじゃないですか。

委員長 何言つとるわかりません。もういいです。

意(16) いえ、わからないって今言われたんで。

委員長 いいですよ。ここでの議論をすべき話をしてくれないんで、そう言ってるんです。

意（16） いいですか、もう一回。

意（4） 私、議員になってまだ一年ちょっとですけど、そもそも質疑自体が的のずれた質疑が結構多く感じて、何か方向性がよくわからんと私はよく思っ
てて。そうするとすごい時間が長くなっちゃうんで、そういうこと避けるため
にも、通告制のほうが僕はいいと思ってます。

それが議員の発言を制限するって言っても、委員会もあるし、所属してなか
ったら会派をちゃんと組んでもらって、ほかの議員に質問してもらえばいいこ
とだと僕は思ってます。

意（16） だから私は、意見の一致がみられないのであれば、それぞれの日に
ちで会派ごとなら会派ごとで提出すればいいんじゃないですかということと言
ってるだけです。

「議事進行。」と発声するものあり。

委員長 議会というものをきちんと理解をしていただきたい。きちんと一定の
ルールをつくることによって、しっかりと議会ってのは運営がされていくわけ
です。好きなようにやればいいみたいなことでやっていくわけにはいかないん
ですよ。ですから、ここでは、採決をさせていただきますけれども。

「採決反対。」と発声するものあり。

委員長 よろしいですか。

「採決反対。反対です。異議あり。」と発声するものあり。

委員長 委員会規則の中にも過半数をもって決するということがうたってあり
ます。それでないといろんなことが決まっていきません。例えば本会議で採決
反対は通りますか。

意（16） 本会議じゃないから言ってるんですけど。

委員長 委員会をばかにするな。

意(16) 今のはパワハラ発言だと思いますけど、どうですか。

委員長 正式な委員会ですよ、これは。

意(16) 正式な委員会だけど私は異議ありと申し上げてるだけであって、今の完全にパワハラですよ。

委員長 ばかにするんじゃないよ、委員会を。何のために皆さん時間を割いてここに来てるんですか。

意(16) ばかにしてないですよ、私は。だから異議ありって言ったら、自分の意見を言ってるだけです。

すいません、すごく今、侮辱発言を受けました。

「じゃあ、ここで採決反対ってぼそぼそ言ってたの誰ですか。採決反対、採決反対ってやってたのあなたでしょ。」と発声するものあり。

「だって私は・・・。」と発声するものあり。

委員長 そちらのほう侮辱じゃないですか。私に対するじゃないですよ。委員の方々全員に対しての侮辱じゃないですか。

「全員一致でやってほしいですって私言ってるだけの話じゃないですか。」と発声するものあり。

委員長 そのための議論をここで今してるんじゃないですか。

「個人の意見を言っちゃいけないんですか。」と発声するものあり。

「議事進行。」と発声するものあり。

委員長 それでは、採決をさせていただきます。

採決の内容は総括質疑通告書の受付についてであります。

定例会開会 2 日目の 17 時までとすることに、賛成か否かという採決でよろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、お諮りいたします。

総括質疑通告書の受付について、定例会開会 2 日目の 17 時までとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙 手 多 数

委員長 挙手多数であります。

よって、総括質疑の通告書受付については、定例会開会 2 日目の 17 時までとすることに決定をいたしました。

・ 無 通 告 者 の 発 言

委員長 それでは続きまして、次に無通告者の発言について協議をお願いいたします。

各会派から提出をいただきました御意見について補足説明等ございましたら、お願いをいたします。

意 (10) この無通告者発言について、前回までの市政クラブの案としましては、通告者の質疑終了後、関連質疑を行う (1 問 5 分以内) という出ささせていただきましたので、今回としては修正として、無通告者は発言できない。あわせて、関連質疑もできないものとする。あくまでこの無通告者っていうのは、今回も、総括質疑については通告制というのが決まっていますので、それを通告すればいいことであって、無通告者については発言できないものということで書かさせていただきました。

委員長 それでは公明党さん、14番、小嶋克文委員。

意(14) うち公明党のほうが先回と同じように、やはり委員会という制度がありますので、この関連質疑の場で全てやるんじゃないくて、やっぱり委員会質疑を活発にするためにも、関連質疑というのはやらないという方向で。先回と同じです。

委員長 続きまして、共産党さんは御意見がありませんけれども。青政会さん。

意(6) 各委員会の質疑を充実するために、関連質疑はなしというふうに改めさせていただきますけれど、今回の補正みたいに、かわら美術館等のああいふあいは、必ず定例会、そういった形で委員会外しをやめるような方向性を持って、関連質疑はないというふうでさせていただきたいと思います。

委員長 次に、高志クラブさん。

意(5) 委員会で質疑を行って関連質疑を控える。そのままです。

委員長 続きまして、清風会さん。

意(7) 今回、通告制を導入するということが決まったので、せっかくこうやって通告するんであれば、通告書のみの発言として関連質疑はできないとするということをお願いします。

委員長 ほかに御意見のある方はいらっしゃいますか。

意(16) 私は前回と変わらないので特に今回は書いてないんですけど、やはり、議会で議論をするということが私は大事だと思うんですね。そのためにも、やはり誰かが質問しました、答弁があります、でもその答弁に対して、あれ、何か自分の思ったのと違うなってなったときに、やはりここは確認しないとイケないってことは確認できるようにしないと、これは議論にはならないと思うんですね。ただ単に質問して答弁する、質問をして答弁するっていうだけになってしまいますので、私はやはり議論をするためには、やはり、あれ、これはちょっと疑問だぞって思うことに関しては、きちんとその場で聞けるようにしなければ、これは議会として私は成り立たないと考えます。

委員長 ほかに。

意(1) ちょっと今の御意見なんですけど、またちょっと趣旨をちょっと御理解してみえないなあと思います。

聞きたいことを通告しておけば、その議案の範囲内で質問できると思いますので、その辺ちょっと理解していただいた上でと思います。

聞きたいことの答えが返ってこないっていうことなんですけど、それはやはり事前の打合せの中でもある程度出しておけば答えが出てくるんじゃないかなと思います。

意（16） 答えが返ってくる来ないではなくて、その答弁に対して自分で新たな疑問とか、新たにこれは確認しないといけないなっていうことが出るんじゃないでしょうかっていうことを申し上げているので、答弁が出ないということではないです。

それから、例えば最初に自分が通告したときに書いてなかったものについて、今のように確認したいとか、答弁に対してもう一度ここは聞きたいということが出たときに聞けないとなると、それは本当に質問が制限されてしまうということになりますので、私はそれは議員にとってよろしくない方向になってるなと思いますので、そこはしっかりできるようにするべきだと考えます。

意（9） まず、質疑、質問、しっかりと学んでほしい、どう違うのかってのを学んでほしいということと、総括質疑で、基本的に質問が出て、あれ、と思うのであれば、委員会までの間に日にちがありますんで、その間当局にも総括質疑での回答を、こういう回答がありましたけどどういう意味合いですかというのは事前に聞くこともできますし、信頼してる議員さんがいれば、委員会に入っていないところがあったとしても、その議員さんにお問い合わせをしたりということもできると思いますので、僕は、無通告者は関連質疑はないという形でいいと思っています。

意（8） 私はですね今、柳沢さんの意見と反対で、実際に自分が通告してなかったと、通告してなかったけれども、いわゆる自分の委員会はいいですよ、所属委員会は委員会で質問できますけれども、いわゆる所属委員会以外は質問できんわけじゃないですか。ちょっとそこんところで、いわゆる、ほかの議員さんがやられたことに対して、これちょっと疑問があるなっていうだったら、その部分は、最初、無通告者の発言なんかでも、市政クラブさんも関連質疑はいいですよということ言ってたんですので、その辺のところはぜひ認めていた

だきたいと思います。

意 (14) 今いろんな方が意見を言われましたけども、そういった意見があれば何でこの前に意見を出さないんです、ここに。書いてないですよ、これ。

逆に言えば、こういった意見があれば、こちらもその意見に対して、こういう意見もあるかと、あるでしょ、はっきり言って。今、後出しジャンケンみたいに、全然意見も出さなくて。

「従前どおりっていうことは前から言ってるんですよ、従前どおりって。」と発声するものあり。

「出てないじゃん。」と発声するものあり。

「最初の人に言っとる。」と発声するものあり。

意 (14) そこら辺もきちっと、それこそルールを守ってほしいです、これは。

「今言ったじゃないですか。」と発声するものあり。

委員長 ほかに。

意 見 な し

委員長 それでは、現在出ている御意見の中でいうと、市政クラブさん、公明党さん、それから青政会さん、高志クラブさん、清風会さんは、無通告者の質疑はできないという形で一致をされております。

その意見、それとその他の意見になりますけれども、関連質疑をさせるだけか自由に質疑をさせるだけかっていう意見もあるようですけれども、委員会質疑を活発にするためにも、総括質疑に関しては、無通告者、要は通告制にするってことは通告すればいい話ですので、通告しておけば質疑できるわけですよ。

ですから、議員の権利を縛るものではないというふうに考えてみえるんじゃないかなというふうに思いますけれども、皆さんは。質疑ができないっていう、質疑をすることを許さないって話をしてるわけじゃないですからね。通告制にするだけの話ですから。ですから、無通告者については発言ができないということで、これに関しても意見の一致がみられてないですけども、採決のほうに移らせてあげてよろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

「異議あり。」と発声するものあり

委員長 それでは、採決の内容は、通告者の発言についてですけども、委員会質疑を活発にするため関連質疑を行わないとすることに賛成される委員の方々の挙手を求めます。

挙 手 多 数

委員長 挙手多数であります。

よって、無通告者の発言については、委員会質疑を活発にするため関連質疑を行わないとすることに決定をいたしました。

・その他

委員長 資料の検討事項【その他】を御覧ください。

資料について説明をいたしますと、まず、総括質疑通告書の書式についてありますが、現行の「討論通告書」をベースに作成をしました。

通告の内容については、原則、議案番号のみとしています。補正予算の総括質疑については、款項目及び事業名を明記することとしております。

なお、事務局による質疑内容のヒアリングは行わないことは前回の委員会に

おいて意見が一致していますので、よろしく願いいたします。

次に、総括質疑における姿勢等についてであります。

どうしますか、先に、ここだけうまく分けますか。書式だけのほうを先に進めましょうか。

「いいじゃない。」と発声するものあり

委員長 じゃあ、書式のほうを御覧になっていただいていますかね、今。

この書式でありますけれども、御意見のある方いらっしゃいますか。

意(16) すいません、これってまずどこからの提案の書式か教えてください。

誰から、どなたからの提案ですか。これ委員長なのか事務局なのか。

委員長 事務局と私で、こういうプランをつくらせていただきました。

意(16) それであれば、それを口頭でも結構ですので伝えていただくか、できれば事前にこういうふうに作成しましたってことが、これ市政クラブさんがつくったのかどうなのかちょっと私わかりませんでしたので、その辺り…。

委員長 市政クラブさんがつくったってどういうことですか。

意(16) 市政クラブさんが提案されてきたものが出てくるのか、その辺りがわからなかったのを教えておいてくださいっていうこと。

「今までそういう話なかったでしょ。市政クラブさんが出します、市政クラブさんがつくりますって話なかったでしょ。」と発声するものあり。

意(16) だったら、今、私たちが、当局なり委員長からの提案なら委員長。今まで、委員長からの提案だったらきちんと委員長提案でこうありましたっていうふうに報告があったもんですから、それがわからなかったのを、今後も教えていただけないですかってお願いです。

委員長 よろしいですか。ほかに御意見ある方いらっしゃいます。

意(15) これ、こんなに細かく、なんていうんですか…。

「番号だけでいい。」と発声するものあり。

意（15） 番号だけでいい。先ほども黒川議員が言われましたけども、議案だけでという話は、どういうふうになってるんでしょうか。ここで出てないんですが。

委員長 今、表を見ていただいていますかね。

まず、上のほうがレ点ついてる、例と書いて、議案番号のところに第〇号って書いてありますよね。これは議案番号だけなんです。質疑の内容まで書くようにはなってますけど、これは、先ほど言ったように、討論の通告書をベースにつくったんで、こういう枠がつくってあるだけなんです。

それから、もしここで、議案番号だけではなくって、もう少し何かここに、こういうことを聞くよってというようなことを書くとか、そういったことがもし必要であれば、意見として出していただければいいですし、ただ、ここは決算と予算はここには入ってませんからね。12月定例会のためのものですので、一応可能性のある補正予算だけ別で設けさせていただきました。

ですから、補正予算に関しては、例えば歳入とか歳出とかっていうとちょっと項目が大き過ぎちゃいますので、少なくとも款項目ぐらいまでは書かないと通告にならないだろうなということを思ってこういうふうにしたんですよ。

これについて御意見があれば。

意（7） 確認というか、議員として、こういった方いらっしゃらないと思うんですけど、例えば補正予算で、いっぱい、たくさん、とりあえず書いとけみたいな、そういったことは議員の資質としてやらないと思うんですけど、こういうことはやっぱり、しっかり、規律じゃないですけど自覚を持って書いてほしいなと思っております。

委員長 基本的に、会議規則の中で言うと、質疑は2回ということになってますけども、1回の質疑の中に質疑を10項目入れれば、2回で20個の部分が聞けるということになるんですけども、そうするとこれは、それこそわかりやすい議論にはならないんですよ。

やはり、高浜市議会だけではないですけども、一人会派の方々は、例えば高

浜の場合、委員会は2つですけども、常任委員会は多分4つある議会で、一人会派って言ったら、ほかの3つの委員会のことも全部、結局、なかなか難しい状況ではあると思うんです、それを言い出すと。だからこそ、必要な、大綱的な質疑をしっかりと総括質疑でやっていただいて、あとは、自分の所属する委員会で細かく、しっかりと質疑をしていただくというのがこの委員会制度を設けている議会の在り方だというふうに聞いております。

その辺のところは、ここまでの議論をしてくるまでの間にも、皆さん方からも御意見いただきましたし、だからこそ、通告制を導入してみようじゃないかという話になったものだというふうに思っております。

ですから、そういった意味で今、長谷川委員からの発言がありましたけれども、そのところは、やっぱり紳士協定ではないですけども、それは踏まえての、この様式の議論をしていただければなというふうに考えますけども、御意見がある方いらっしゃいますか。

意(16) 先ほどから申し上げてるとおり、2日目っていうことですので、非常に日にち短いんですよね。ここまでにどんな質問をするかということの研究して勉強しなきゃいけないってことですので、全部書くことはないにしろ、やはり、ここは聞きたいなと思うことは、全部書かせていただいて、その上でここは当日はやらなくてもいいなって思うものは当日までに削除できるようにしていただきたいと思います。

意(6) この書き方から言いますと、例えば一般議案の第何号ということで、自分の聞きたいことを、質疑の内容を、もしあれだったら聞きたいことを書けばよくて、別に全般的に聞くよということであれば、番号だけでいいというこういう解釈でいいだね。

それと、補正予算についても、款項目で自分の聞きたいことを、要するに書けば別にいいことであって、それで前の順番によっては、前の議員が聞いたことがたまたま重なった場合は、別にこれを訂正せんでも自分で聞かんどきゃ別にそれでいいとは思うんですけれど、ただ後、当初予算と決算の様式だけは、今後考えていかないかなとは思うんですけれど、一応、12月はこれで試験的にやってもいいとは思っています。またいろいろと問題が出てくりゃ、その都度、

解決していけば、それで私はいいと思います。

はい、以上です。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 それでは、この通告書の形式ですけれども、この形で進めさせていただきたいというふうに思います。

今、お話が出ておりましたけれども、通告の取消し、これ正式だと物すごく面倒くさい手続になってしまいますので。例えば通告っていうと、討論だとか一般質問だとかって、今でもほかにもありますよね、通告が。それを取り消すっていうことになると、会議の構成が変わってくることになりますので。本来だと例えば議運を開いて、取消しを認める認めんみたいな話までしなきゃいけないなくなるんです。

けれども、この今回の総括質疑における通告制の導入に関しては、委員長として申し上げますけれども、特に、12月定例会の試験的導入においては、議長が1議案ずつやっていくんです。

例えば、一般議案をまとめて総括質疑をします、補正予算をまとめて総括質疑しますというふうに今、進めてますけれども、そうではなくて一般議案を1議案ずつ総括質疑を求めますという形でやります。

ですから、それだけでも議員によっては、行ったり来たりになる場面というのが避けられるので、わかりやすい質疑と答弁になるというふうに思いますし、そうすると、あと、もう一個、皆さん方に見ていただきたいのは、決定事項のところですね。決定事項の(3)のところ、質疑の順序って書いてあるところ、わかりますか。

これ1議案ごとに挙手して議長の許可を得なければならない、2人以上発言を求めた場合は、議長は先挙手者と認めるものから指名して発言させるということになってます。これは今でも一緒です。

そこで、例えば自分がしようと思った通告をしている議案のその質疑内容

と同じ質疑を議長が指名をした方が先にしたとしたら、そうしたら、自分はそれで聞いてくれたからそれでいいという話になれば、もう手を挙げない状態で、通告の取消しという形にしないと、議長が通告されてるんで。例えば、失礼しますけど、黒川委員さん、通告されてますけどいいですかって聞かなきゃいけないんですよ。それも結局、結構やっぱり時間の無駄というのはあれですけども。反対に、そこで先に聞かれちゃったけど、聞くつもりがなかったけども今の答弁で言われたことに対して、ちょっともう少し突っ込みたいというようなことがあれば、そこで逆に通告していれば、質疑ができるというとらえ方もできます。

そんなイメージで考えていただければいいのかなというふうに思いますけども、よろしいですか、様式を含めて。

意（9） 一個確認なんですけど、一般質問だと、通告の質問とかのほうが出てるんですけど、例えば今回の、この総括質疑の通告があった場合に、その通告者、何か一覧だとか、どこを聞きますよってというのは、出るのかどうかっていう、ちょっと事務局に聞きたい。

説（事務局長） 一応その辺は、やはりわかりやすくする必要があると、議員の皆さん知っていただく必要があると思いますので、それは一覧表を作成したいと思っております。

委員長 どちらにしても通告書を出していただいた段階で事務局が取りまとめをして、皆さん方とそれから当局側にそれを渡す、当局側が、例えばこの議案に対してどういう質問をされるのかということがあれば、それは当局側から各議員さんのほうにアプローチがあるんでしょうし、それから、議員さんのほうが各担当部局のほうに行って、通告しましたんで、これとこれとこれについて、こういうこと聞きますよって、答え準備してくださいねっていう打合せをしていただいてもいいですし、もう事務局通してのヒアリングはありませんので、それだけの通告をするっていうことに関しては、何ですかね、ちょっと例があまりよろしくないのかもしれないかもしれませんが、通告した限りは、答弁を求めるということを事前に相手に伝えてるわけですので、しっかりと、それは担当と話ができやすくなるはずだと私は思ってますけども。少なからずとも、資料の

持ち合わせがないから答えられないとか、答弁漏れだとかっていうことにつながらない質疑、答弁に近づくはずです。

それでは総括質疑通告書はこの様式にさせていただきますけれどもよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 最後の一つだけ、先ほど6番委員からありましたように、予算と決算については、少し3月までの間に議論をしていかなければならないのかもしれませんが、12月の定例会での試験的運用をやってみて、その中で変更するべきところがあれば、変更、そして3月定例会は、予算がありますので、予算の部分の総括質疑の通告書をどうするのかというところは、また、次の議会改革の委員会での内容になっていくと思います。

それでは、通告書の様式はこのような形にさせていただきます。

それから、次に、総括質疑における姿勢等についてであります。前回の委員会において委員から総括質疑における姿勢に関する意見も多く出されたため、これらの意見をまとめて、その他として運用ルールに付け加えをさせていただきました。

具体的には、大綱的な総括質疑を心がける、それから、総括質疑における議案質疑については、委員会付託をするため、所管委員会（予算及び決算特別委員会を含む。）の委員は、所管にかかわる議案についての総括質疑について配慮をするとさせていただきました。

以上のことを事前に資料でお示しをしております。意見がある場合は、書面にて提出いただくようお願いをしたところ、青政会さんのほうから資料のように提出がございました。

御意見を提出された青政会さんより補足説明があれば、お願いをいたします。
意（6） 私のほうは、委員会の中でじっくり話し合っただけであればいいことであって、総括はやっぱり皆様方が分かるような、市民の方が分かるような、わかりやすいような議会をやっぱり進めるべきではないかというふうに考えて

おります。

それと、議題の簡潔質疑、要するに趣旨や事業内容等に努めて討論的な質疑をしないと、自分の意見を述べてからそんなことやらんでも、きちんと、何々について質問をしますということで、別に私はいいと思います。

それと当局のほうも、簡潔な答弁に努めていただきたい。議事進行を進めていただきたいというふうに思っております。とにかく、今後はわかりやすい議会に努めたいということでこういうふうに書かさせていただきました。

以上です。

意（16） 姿勢等についてこのように出てるんですけど、やはり先ほどから委員会でしっかり熟議したいっていう皆さんの御意見があって、それは私もそう思います。委員会で熟議したいんですけど、やはり所管委員会の委員会ではないと、自分が疑問に思ってることが聞けないってことがありますので、ぜひとも、近隣市の自治体を今後、研究して、委員外議員も終わってからでも聞けるとか、そういう機会をしっかりと設けて、議会に議決ができるかどうか判断をしっかりとできるように努めて、今後、そういうのも取り入れていただきたいと思っております。

委員長 ほかに。

意（10） 私ども市政クラブとしては書面では出させていただけなかったんですが、発言してよろしいですか。

委員長 はい、どうぞ。

意（10） ここで案として出してある2番目の総括質疑の姿勢のどっかで、所管にかかわる議案についての総括質疑については配慮をするということになってますけど、最初のほうの無通告者発言やなんかのところで発言させていただきましたけど、あくまでも、無通告者ではなしに、通告すれば所管に関わる議案については、質問ができないということになってますので、所管以外のことについては今回の総括では、通告して聞いていただければ細かいことも聞けると思っておりますので、その辺よろしくお願いたしたいと思っております。

それとあと、それが青政会さんが出されている1番目の1行目のところ、だから2番目、3番目については、この内容で、一応、同じようにこちらも思っ

てますので、よろしく願いしたいしたいと思います。

委員長 この、その他の検討事項については、例えば申合せみたいな形で文面として、ここの中に載せるようなイメージでよろしいんですかね。

「ぜひともやっていただきたい。」と発声するものあり。

意（6） これは私個人的な意見もあるんですけど、とにかく議会が、現在要するにつまらんという人も、お聞きする場合があります。

原因として、やっぱり、その意見はある程度真摯に受け止めて、とにかくわかりやすい、市民に対してわかりやすい議会にするために、自分の意見、感情だとかそういったことはやめて、とにかく質疑をきちんとわかりやすいように進めるためにこういったことを進めてもらいたいというふうに思っておりますので、内規等、申合せでもいいですので、事前にこういった形のあれを入れていただきたいというふうに思います。

それと、先ほどから各委員会に所属しない委員のあれを後からっていう、それは、委員会が終わってから別に個人的に聞けばいいと思っておりますので、そこら辺は、その都度、当局側にも協力を願うと。議長のほうから、そういったお願いで済むと思います。

以上です。

委員長 ほかによろしいですか。

意 見 な し

委員長 それでは、書式のところは置いといても総括質疑における姿勢等についてというところに関しては、申合せ的な形で載せさせていただくような、そういうふうにしていきたいと思っておりますけどもよろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 青政会さんのほうからいただいた御意見のほうも、重ならないように入れるところは入れていくということによろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それから、これ委員長として申し上げたいんですけれども、委員会付託をするから、その委員会に所属をしている議員さんは、総括質疑はできないと。例えば、福祉文教委員会に所属している議員さんは福祉文教の所管事項について総括質疑はできないということはよろしいですよ。

例えば、だからといって総務建設委員会の所管のものに関して、やっぱり大綱的な質疑っていうものを心がけずにやっていってしまうと、これ、委員会に付託される委員会に配慮が欠けているというふうに思うんです、同じように。

だから、総括質疑で聞くべきレベルの質疑というものをきちんとつくっていかないと、それこそ先ほど言ったように、通告さえすればどんな質疑でもできるんだという話でくくってしまうと、一番初めに総括質疑の通告制を導入しようかという議論をしたのところからまた外れていってしまうと思うんですよ。わかりますかね、言ってること。

高浜市議会は、委員会制を持っていますので、それが本来の高浜市議会のやり方であるはずだと思うんですけれども。

意(15) 以前は、基本はそういうふうに、委員会の関係の質疑はしないということ是被言われてますが、どうしても、この点を聞いておきたいと、自分の委員会であるけれども、早くこの点を聞いておきたいということがあった場合には、質疑できる、以前はそういうふうにやってたんですね。それが、何でできなくなって、それでもちゃんと議会が回ってたわけですから、そういうふうでやってはいけないということは、やはり議員のそういう権利を侵害するわけですから、それはそこまで決めることはないと思います。

意(16) 先ほど、杉浦辰夫委員が、委員会付託をするから委員会で細かいことを聞けばいいし、委員会の所管でない議案については、款項目で細かく総括質疑で聞けるんだからっていうふうにおっしゃったと思うんですね、補正ね。

多分、今、予算、決算もそうだと思うんですけど、そうすると今、北川議員のおっしゃってることと、私は矛盾してるような気がして。北川議員は、今の発言は、だから、さっきの杉浦辰夫議員の発言と私は矛盾してると思うから北川委員長の発言、個人的な意見なのかなと思いますので、それは先ほど言うように代わって発言していただけたらなと思います。

委員長 あのですね、私ここの（２）の大綱的な総括質疑を心がけるといふところを再度皆さんに確認をしてるんですよ。だから、先ほど内藤委員が言われたことに関してもそうですけれども、私が言ったこととは全然違う話をされました。

意（16） 今、違うことをされたっていうのは、ちょっと何と何が違うのか教えてください。

委員長 私が言ってる話と違う話を内藤委員がされたという話です。

意（16） 所管ではない質問は、以前はしてはいけないではなくて避けてくださいねっていうふうに私は言われてた記憶があるんですね。なので従前がいいんじゃないかなと思ってます。

杉浦辰夫議員が所管委員会の質問はしないのであれば、総括でこうできるでしょってさっきおっしゃったから、それならそれでそれは従前どおりかなと思うからそれでいいんじゃないでしょうか。

意（10） いや、今言われるのがちょっと意味わからない。

私はあくまでも所管に関わる議案についての総括質疑について、ここの案としては配慮するとなっておりますけど、この配慮というよりは、最初、発言させていただいたように、無通告者発言についてのことでも無通告書は発言できないということですので、今回、その所管に関わる議案についてはできないけど、所管に関わるとる議案については委員会で質問していただくことができますので、関わる議案についての総括質疑については、配慮するというのをしないということで発言させていただいたんですけど、わかります。

「もう一度、言ってください。」と発声するものあり。

意（10） ですから、あくまでも高浜市の場合ですと常任委員会2つあるわけですので、16人の議員としては8人、8人で2つの委員会に所属して、それで、自分が所属をしている委員会については委員会で質疑ができますので、委員会に所属していない所管については、ここの総括で質疑はできますので、っていうことの意味です。わかりますか。

配慮するというのをしないということですね。

委員長 違うでしょう、総括質疑をしないということでしょう。

意（10） そうそうそう言葉としては配慮しないじゃなくて、総括質疑についてはしないということ。

「所属委員会のことは質問しない。」と発声するものあり。

意（10） 最初、ここの青政会さんが書面でうたわれてる1番目の内容と一緒に最初には断らせていただいたんですけど、わかりますか。

意（14） 先ほどの柴田さんの意見に関して、異議なしということで。そのまま議事を進めてください、これ。また戻っちゃいますから、これは。

委員長 よろしいですか。

意 見 な し

委員長 それでは、総括質疑における姿勢等については、大綱的な総括質疑を心がけるといふのと、それから議案質疑については委員会付託をするため所管委員会の委員が所管に関わる議案についての総括質疑はしないということによりよろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 じゃあ、そのような形で書かせていただくようにします。

それでは、以上で総括質疑の通告制の運用ルールについて委員会として意見

がまとまりましたが、この意見で議会運営委員会で諮った上で正式な決定となりますので、よろしく願いをいたします。

あと、確認ですけれども、12月定例会は、この総括質疑の通告制のほかに完全ペーパーレスとすることが決定をしております。

このため、議案書等はタブレットに配信して、紙資料は配付がされませんので、御承知おきをいただきたいと思います。

よろしいですか。必要な場合は、御自身がタブレットに来たものから印刷をしていただくという形でお願いをしたいと思います。

意(15) 今回の臨時会とか9月議会のあれは割と少なかったですけども、そういうのはともかく、決算とか予算になるとかなり厚くなるんですが、それも含めて紙資料を出さないということでしょうか。

委員長 一応、12月定例会は出さないということで、これを皆様に御了承いただいていると思うんですけども、予算書とか決算書だとかってというのは、現実的に書面でつくるということはされてると思うんですね、当局側も。

「当局はもうみんなね、持ってますよね。」と発声するものあり。

委員長 それで、それに関しては、一冊当たり幾らかかってつくっているのかっていうことを教えていただいて、それがどうしても欲しいという方に関しては、御購入いただくような形で考えていったらなというふうに思っているんですけども。

意(15) 議員がどうしてもいるものですので、そういうものはね。お金を出してそういうものまで買うっていうのはちょっといかがかと思うんですが。

それと、今回12月は、臨時会もありましたし、割と少ない、薄いかと思うんです。だからいいですけど、もしそういう厚い議案書が出てきた場合なんかどうするのか。そういう点をはっきりしてほしいと思います。

委員長 基本的にはペーパーレスですので、それを配るということはないと思っていただいたほうがいいんじゃないかと思いますよ、今までずっと議論してきた中で言うと。

ただ、本当に予算書、決算書、それから、時には、補正予算書も非常に厚いときもありますよね。そういったものなんかをどうするかっていうときに、打出しをするっていう方は別にいいですけども、それはなかなか難しいと言われる方のためにどうしたらいいかということが、先ほど言ったように、これをもし、つくるんだったら一冊当たり幾らかかるんだという値段を出していただいて、それを政務活動費か何かで買っていただくっていう、それでどうかなという話は、前回と前々回ぐらいのときに、この委員会でも話としては出させていたいただいたんですけども。

意（15） 当局側もペーパーレスで、みんなこれ持ってるわけじゃなくて、紙の議案書や何か持ってるわけですから、議員だけがなくすっていうのはおかしいんだと思いますけども。

委員長 タブレットの導入自体が否定されるような話なんで、紙があるならこれ要らないじゃないかという話と同じですよ。

意（15） タブレットがあるから、細かい案内なんか全部ペーパーレスで見えますから要らないですけど、そういう議案書みたいな必要なものに限っては話がまた別になってくると思うんです。

委員長 それを今ここで議論をする話じゃないと思いますよ。そのペーパーレスをしていく上で、どこで完全にしていこうかということで12月からペーパーレスにしましょうという話になったわけですから。それを紙では一切出しませんって話してるわけじゃないんですよ。どうやったらその紙が必要な方に行き渡るようにすることができるかっていうことで、御自身で印刷できるなら印刷してください。そうじゃなければ、当局がつくったものに関して、それをかかった費用分担だけいただくような形はどうですかということ言ってるんですよ。

意（8） 当然ですね、保存するのに、いわゆる会議録署名議員を指定するわけですので、その署名をするわけですよ。それは当然紙にするんじゃないですか。

委員長 会議録ですか。

意（8） うん。だったら、どっちにしていって今の紙そのものは、予算書に

してみたって決算書にしてみたって、それは印刷してつくるわけですので、先ほど委員長が言ったみたいに、それを政務活動費で買ってくればいいじゃないですかとそういう意見がありましたよね。僕はそれでいいと思うんですわ。

実際に自分がプリントアウトしてやるよりも、きちっとそういった製本したやつを自分が欲しいというだったら、それを政務活動費で買えば僕は問題ないと思いますもんで。

委員長 例えば、予算書とか決算書はいいですよ。議案書だとか、新旧対照表だとか、そういったものまで販売してもらってということは。

「それは言っていないじゃん。」と発声するものあり。

委員長 だから、そういう、要は製本された形の予算書、決算書。

意（８） とにかくそういった署名をしてきちっとして残すものは・・・。

意（６） 先ほどから、多分ね、印刷ができんから言われとると思うんだけど、当局にある印刷機の機種をここへ登録してもらって、ここで要するに必要なページだけを印刷できるように、ここに入れておいていただければ、私はそれで済むと思うんだけど。できるじゃない、この印刷機をここへ登録しておけば、自分が欲しいページだけ、あそこへ出せるっちゃうのか、無線で出せるじゃない。

委員長 事務局のコピー機のことですか。

「印刷機。」と発声するものあり。

「あれ無線じゃないよ。」と発声するものあり。

「あれ無線じゃないのか。」と発声するものあり。

委員長 印刷機ってのはどこの話ですか。

意（６） 議員の控室にある。

委員長 コピー機ね。印刷機とコピー機違いますから。

「アイコンが入ってないといかん。」と発声するものあり。

「入ってないのか。」と発声するものあり。

「入れればいいです、別に。」と発声するものあり。

委員長 だからそれは、例えばここをそういうふうにしてくれっていう話であるんだったら、別の議論をしなきゃいけないですし、御自身の御自宅でコピーができるということであればそれはそれでいいですし、ただし、当局から出してもらうということになれば、それは紙資料が要らないという方との差をつけなければならない理由ができるじゃないですか。例えば紙資料は要らないという方がいるのと、紙資料がどうしても欲しいという方はどういう差をつけるんですか。だから、必要であれば、販売してもらえるようにしましょうかということ言ってるんですよ。

「それはお願いしたい。」と発声するものあり。

意 (15) 皆さん、いずれは議員を辞めて代わると思うんですが、その際に、議案書なり、いろんなその資料ですね、そういうものがなくなっちゃう。ここには入ってますけど、なくなっちゃう。

先ほどから、買えばいいという話も出ましたが、幾らかかるかわかりませんが、議員が必要なものを買っていく、全て買って行って言っ取るわけじゃない、必要なものだけ買って行って今言われましたけど、議員が必要なものですので、そういうものを買ってくにしても、その次の人に渡すことができなくなるわけですね、ここに入ってるっていうだけでは。そういうの一体どういうふうを考えてみえるのかと思うんですけど。もしその紙資料のやつをもらってなかったら、もうこれをこのまま返すわけですから、自分たちが何もなくなっちゃうん

ですけど、そういう点でやはり、議員として必要なものは欲しいと思います。
委員長 このタブレット中に入ってるデータって御自身のデータですよ、それぞれ書き込みしたりいろいろされてるんですから。それに関しては、別に落とし込みができますので、データとしてお渡しすることができると思いますよ。

だから、そうですね、今あるソフトであっても、例えば、自分のところの、私もそうですけども自分のパソコンとここの資料の共有というのはもうされてますから、今後はその紙がある、ないっていう話ではなくって、こういうデータもどういうふうにしていくのっていうことも当然やっていかないと、今まだ我々は、ここでの使い方で一生涯懸命じゃないですか。一応、そういうふうにご考えておりますので、12月定例会に関してはよろしいですかね。

意見なし

委員長 それでは、次に次回の議会改革特別委員会ですけれども、総括質疑の通告制の試験導入と完全ペーパーレス化を12月定例会で実施した上で検証を行うということと、それから、通告制を続けていくと、例えば多少運用が変わるにしても続けていくということになった場合の3月定例会における予算に対しての通告の仕方をどうするのかとか議題になるものはございますので、12月定例会が閉会した後に改めて委員会の日程を決めさせていただくということによろしいですかね。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、本日の案件は全て終了いたしましたので、以上をもって議会改革特別委員会を終了させていただきます。

委員長挨拶

閉会 午前 11 時 40 分

議会改革特別委員会委員長

議会改革特別委員会副委員長